市場デリバティブ取引に係る取引証拠金の計算方法等の一部見直しに伴う先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則等の一部改正について

2 0 1 6 年 6 月 6 日 株式会社日本証券クリアリング機構

1. 改正趣旨

市場デリバティブ取引に係る損失補償制度について、国際的な規制の内容に鑑み、より一層の高度化を実現すべく、清算対象商品の市場規模等の特性を加味した取引証拠金所要額の算出方法を導入するとともに、清算基金所要額の更新頻度を見直すこととし、先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

2. 改正概要

- (1) リスク量(建玉の保有水準)に応じた取引証拠金所要額の割増し制度
 - ・ 市場デリバティブ取引において、当該商品の流動性又 は他の清算参加者の建玉保有水準に照らして保有する 建玉が非常に大きい清算参加者に対し、取引証拠金所要 額の割増しを行う制度を設け、関連規定を整備する。

- (2) 清算基金所要額の更新頻度の変更
 - ・ 国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に係る 各清算参加者の清算基金所要額の更新頻度を月次か ら週次に変更する。
- (3) その他
 - その他所要の改正を行う。

(備 考)

- ・先物・オプション取引に係る取引 証拠金等に関する規則第4条、第 5条、第6条の2、第10条、第 17条及び第22条
- ・先物・オプション取引に係る取引 証拠金等に関する規則の取扱い 第1条の2、別表1及び別表2
- ・清算基金所要額に関する規則第2 条及び別表

3. 施行日

2016年7月19日から施行する。ただし、清算基金所要額に関する規則の改正規定は、 2016年8月10日から施行する。

以上

市場デリバティブ取引に係る取引証拠金の計算方法等の一部見直しに伴う 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則等の一部改正

目 次

1	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の一部改正新旧対照表	2
2	清算基金所要額に関する規則の一部改正新旧対照表	5
3	先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧	9
	対照表	

新

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)

第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のSPAN証拠金額から自己分のネット・オプション価値の総額を差し引いて得た額(第6条の2第1項の規定に基づき自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) · (2) (略)

(顧客の証拠金所要額)

第5条 前条の規定は、顧客の証拠金所要額につい て準用する。この場合において、「自己分の取引 証拠金所要額は」とあるのは「顧客の証拠金所要 額は」と、「自己分のSPAN証拠金額」とある のは「顧客のSPAN証拠金額」と、「自己分の ネット・オプション価値の総額」とあるのは「顧 客のネット・オプション価値の総額」と<u>、</u>「差し 引いて得た額(第6条の2第1項の規定に基づき 自己分の取引証拠金所要額の引上げが行われた 場合においては、当該引上げ額を加算する。)」 とあるのは「差し引いて得た額」と、「取引参加 者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の 委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値 の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の 総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」 とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と 読み替えるものとする。

(リスク量に応じた取引証拠金所要額の引上げ) 第6条の2 当社は、先物・オプション取引に係る 一の清算参加者の自己の計算による建玉又は顧 客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清 算取次ぎの委託に基づく建玉が負っているもの と想定されるリスク量として当社の定める数量 旧

(取引参加者の自己分の取引証拠金所要額)

第4条 自己分の取引証拠金所要額は、自己分のS PAN証拠金額から自己分のネット・オプション 価値の総額を差し引いて得た額とする。この場合 において、これらの用語の意義は、次の各号に定 めるところによる。

(1) • (2) (略)

(顧客の証拠金所要額)

第5条 前条の規定は、顧客の証拠金所要額について準用する。この場合において、「自己分の取引証拠金所要額」とあるのは「顧客の証拠金所要額」と、「自己分のSPAN証拠金額」とあるのは「顧客のSPAN証拠金額」と、「自己分のネット・オプション価値の総額」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「当該顧客の委託に基づく」と、「自己分の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の総額」とあるのは「顧客の買オプション価値の総額」と、「自己分の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」とあるのは「顧客の売オプション価値の総額」と読み替えるものとする。

が当社の定める判定基準数量を上回った場合に は、当社が定めるところにより、当該清算参加者 の自己分の取引証拠金所要額に対する引上げを 行うことができる。

- 2 当社が前項に規定する清算参加者の自己分の 取引証拠金所要額に対する引上げを行う場合に おいて、当社が定める場合には、当社が定めると ころにより、当該引上げを行う額のうち当社が定 める額の引上げを、当該清算参加者の自己分の取 引証拠金所要額に対する引上げに代えて、当該清 算参加者の委託分及び有価証券等清算取次ぎ分 の取引証拠金所要額に対して行うことができる。
- 3 第1項に規定するリスク量は、取引日ごとに算 出を行い、当該リスク量の算出結果に基づき、当 社は、取引証拠金所要額の引上げの判定を行う。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠 金の預託)

第10条 清算参加者は、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第25条第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額(第6条の2第2項の規定に基づき委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げが行われた場合においては、当該引上げ額を加算する。)以上の額の取引証拠金を、当社に預託しなければならない。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠 金の維持)

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清 算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託して いる金銭の額及び有価証券を代用価格により評 価した額の合計額が第25条第2項に規定する 委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠 金所要額(第6条の2第2項の規定に基づき委託 分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所 要額の引上げが行われた場合においては、当該引 (委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠 金の預託)

第10条 清算参加者は、顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けが成立した場合は、第25条第2項に規定する委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額以上の額の取引証拠金を、当社に預託しなければならない。

(委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠 金の維持)

第17条 清算参加者は、委託分及び有価証券等清 算取次ぎ分の取引証拠金として当社に預託して いる金銭の額及び有価証券を代用価格により評 価した額の合計額が第25条第2項に規定する 委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠 金所要額に満たない場合は、その不足額以上の額 を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証 拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午まで 上げ額を加算する。)に満たない場合は、その不足額以上の額を、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金として、不足額が生じた日の翌日の正午までに、当社が定めるところにより、当社に追加預託しなければならない。この場合において、当該取引証拠金は、有価証券をもって代用預託することができる。

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「第6条の2第1項の規定に基づき」とあるのは「前取引日において第6条の2第1項の規定に基づき」と、「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券先物オプション取引についてはその取引日の終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプション取引についてはその日(指数先物取引又は指数オプション取引にあっては、その取引日)の午前11時時点における取引参加者の自己の計算による」と、「その取引日」とあるのは「その前取引日」と、「清算価格」とあるのは「緊急清算価格」と読み替えて同条の規定により計算した自己分の取引証拠金所要額に相当する額

(2) • (3) (略)

付 則

この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。

に、当社が定めるところにより、当社に追加預託 しなければならない。この場合において、当該取 引証拠金は、有価証券をもって代用預託すること ができる。

(緊急取引証拠金所要額)

第22条 緊急取引証拠金所要額は、リスク再計算額に先物取引差金相当額及びオプション取引代金相当額を、当該額が支払いとなる場合は加え、受領となる場合は減じて得た額とする。この場合において、これらの用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) リスク再計算額

第4条の規定中「取引参加者の自己の計算による」とあるのは「国債証券先物及び国債証券 先物オプション取引についてはその取引日の 終了する日の午前立会終了時点、有価証券オプ ション取引、指数先物取引及び指数オプション 取引についてはその日(指数先物取引又は指数 オプション取引にあっては、その取引日)の午 前11時時点における取引参加者の自己の計 算による」と、「その取引日」とあるのは「そ の前取引日」と、「清算価格」とあるのは「緊 急清算価格」と読み替えて同条の規定により計 算した自己分の取引証拠金所要額に相当する 額

(2) • (3) (略)

新

(清算基金所要額)

第2条 (略)

2 • 3 (略)

- 4 当社は、現物清算資格及びFX清算資格に係る 各清算参加者の清算基金所要額を、前月の末日を 現物等清算基金所要額算出基準日として毎月算 出し、当月の4日目(休業日を除外する。以下日 数計算において同じ。)の日に各清算参加者に通 知する。
- 5 前項の規定により算出した<u>現物清算資格及び</u> <u>F X清算資格に係る</u>各清算参加者の清算基金所 要額は、当月の5日目の日から適用する。
- 6 当社は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額を、毎週最終営業日から起算して7日前(休業日を除外する。)の日を先物・オプション清算基金所要額算出基準日として算出し、先物・オプション清算基金所要額算出基準日から起算して5日目の日に各清算参加者に通知する。
- 7 前項の規定により算出した国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額は、先物・オプション清算基金所要額算出基準日から起算して6日目の日から適用する。

付 則

この改正規定は、平成28年8月10日から施行 し、同日を先物・オプション清算基金所要額算出基 準日とする国債先物等清算資格及び指数先物等清 算資格に係る各清算参加者の清算基金所要額から 適用する。 (清算基金所要額)

第2条 (略)

2 · 3 (略)

- 4 当社は、現物清算資格、国債先物等清算資格、 指数先物等清算資格及びFX清算資格に係る各 清算参加者の清算基金所要額を、前月の末日を<u>清</u> 算基金所要額算出基準日として毎月算出し、当月 の4日目(休業日を除外する。以下日数計算にお いて同じ。)の日に各清算参加者に通知する。
- 5 前項の規定により算出した各清算参加者の清 算基金所要額は、当月の5日目の日から適用す る。

(新設)

別表

清算基金所要額の算出に関する表

1. 現物清算資格に係る清算基金所要額(以下「現 物清算基金所要額」という。)

現物清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

現物清算基金所要額 = 現物清算基金総額× 個社按分基礎当初証拠金所要額/全社総額按 分基礎当初証拠金所要額

- a 現物清算基金総額とは、日次最大担保超過リスク額の算出対象期間(現物等清算基金所要額 算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。 第4項において同じ。)における平均額をいう。 (注1)・(注1-1) (略)
- b 個社按分基礎当初証拠金所要額とは、現物等 清算基金所要額算出基準日の属する月の各日 における各清算参加者の現物清算資格に係る 当初証拠金所要額(業務方法書第15条の2の 規定に基づき算出される所要額に限る。)の平 均額をいう。
- c 全社総額按分基礎当初証拠金所要額とは、<u>現</u>物等清算基金所要額算出基準日の属する月の各日におけるすべての清算参加者の現物清算資格に係る当初証拠金所要額(業務方法書第15条の2の規定に基づき算出される所要額に限る。)の総額の平均額をいう。
- 2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算 式により算出される額とする。ただし、当該額が 1,000万円を下回る場合は、1,000万円

別表

清算基金所要額の算出に関する表

1. 現物清算資格に係る清算基金所要額(以下「現物清算基金所要額」という。)

現物清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

現物清算基金所要額 = 現物清算基金総額× 個社按分基礎当初証拠金所要額/全社総額按 分基礎当初証拠金所要額

- a 現物清算基金総額とは、日次最大担保超過リスク額の算出対象期間 (清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。以下この別表において同じ。) における平均額をいう。 (注1)・(注1-1) (略)
- b 個社按分基礎当初証拠金所要額とは、<u>清算基金所要額算出基準日</u>の属する月の各日における各清算参加者の現物清算資格に係る当初証拠金所要額(業務方法書第15条の2の規定に基づき算出される所要額に限る。)の平均額をいう。
- c 全社総額按分基礎当初証拠金所要額とは、清 算基金所要額算出基準日の属する月の各日に おけるすべての清算参加者の現物清算資格に 係る当初証拠金所要額(業務方法書第15条の 2の規定に基づき算出される所要額に限る。) の総額の平均額をいう。
- 2. 国債先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「国債先物等清算基金所要額」という。) 国債先物等清算基金所要額は、次に定める計算 式により算出される額とする。ただし、当該額が 1,000万円を下回る場合は、1,000万円

とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

国債先物等清算基金所要額 =期間最大基準 PML額JGB×個社按分基礎 I M額JGB/按分基礎 I M総額JGB

a 期間最大基準PML額 $_{JGB}$ とは、日次最大基準PML額 $_{JGB}$ の算出対象期間 (先物・オプション清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間をいう。次項において同じ。) における最大値をいう。

 $(注1) \sim (注1-1-2)$ (略)

b 個社按分基礎 I M額_{JGB}とは、各清算参加者の、先物・オプション清算基金所要額算出基準 日からさかのぼって1か月間の各取引日の国 債先物等清算資格に係る取引証拠金所要額(先 物・オプション取引に係る取引証拠金等に関す る規則第24条の2の規定により当社が清算 参加者に通知した自己分の取引証拠金所要額 及び同第25条第1項の規定により清算参加 者が当社に申告した額の合計額に、当該日にお ける当該清算参加者のPML額に占めるPM L額_{JGB}の比率を乗じたものをいう。)の平均額 をいう。

c (略)

 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「指数先物等清算基金所要額」という。)

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額 =期間最大基準 PML額 $_{IDX}$ ×個社按分基礎 IM額 $_{IDX}$ /按分基礎 IM総額 $_{IDX}$

a (略)

とする。なお、計算式における用語の意義は、次の a から c までに定めるとおりとする。

国債先物等清算基金所要額 =期間最大基準 PML額JGB×個社按分基礎IM額JGB/按分 基礎IM総額JGB

a 期間最大基準PML額 $_{JGB}$ とは、日次最大基準PML額 $_{JGB}$ の算出対象期間における最大値をいう。

 $(注1) \sim (注1-1-2)$ (略)

b 個社按分基礎 I M額_{JGB}とは、各清算参加者の、<u>清算基金所要額算出基準日の属する月</u>の各取引日の国債先物等清算資格に係る取引証拠金所要額(先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第24条の2の規定により当社が清算参加者に通知した自己分の取引証拠金所要額及び同第25条第1項の規定により清算参加者が当社に申告した額の合計額に、当該日における当該清算参加者のPML額に占めるPML額_{JGB}の比率を乗じたものをいう。)の平均額をいう。

c (略)

 指数先物等清算資格に係る清算基金所要額 (以下「指数先物等清算基金所要額」という。)

指数先物等清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が1,000万円を下回る場合は、1,000万円とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

指数先物等清算基金所要額 =期間最大基準 PML額 $_{IDX}$ ×個社按分基礎 IM額 $_{IDX}$ /按分基礎 IM総額 $_{IDX}$

a (略)

b 個社按分基礎 I M額_{I D X} とは、各清算参加者 の、先物・オプション清算基金所要額算出基準 日からさかのぼって1 か月間 の各取引日の指 数先物等清算資格に係る取引証拠金所要額 (先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第24条の2の規定により当社が清算 参加者に通知した自己分の取引証拠金所要額 及び同第25条第1項の規定により清算参加 者が当社に申告した額の合計額に、当該日における当該清算参加者のPML額に占めるPM L額_{I D X} の比率を乗じたものをいう。)の平均額をいう。

c (略)

4. F X清算資格に係る清算基金所要額(以下「F X清算基金所要額」という。)

FX清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が100万円の整数倍でないときは、当該額を超える100万円の整数倍である金額のうち最も少ない金額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

FX清算基金所要額=期間最大基準PML 額FX×個社按分基礎IM額FX /按分基礎 IM総額FX

a (略)

b 個社按分基礎IM額FXとは、各清算参加者の、現物等清算基金所要額算出基準日の属する月の各取引日に適用された取引証拠金所要額(FX清算参加者が取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第21条第1項の規定により当社に申告した自己分並びに委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の合計額をいう。)の平均額をいう。

c (略)

b 個社按分基礎 I M額_{I D X}とは、各清算参加者の、<u>清算基金所要額算出基準日の属する月</u>の各取引日の指数先物等清算資格に係る取引証拠金所要額(先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第24条の2の規定により当社が清算参加者に通知した自己分の取引証拠金所要額及び同第25条第1項の規定により清算参加者が当社に申告した額の合計額に、当該日における当該清算参加者のPML額に占めるPML額_{I D X}の比率を乗じたものをいう。)の平均額をいう。

c (略)

4. F X清算資格に係る清算基金所要額(以下「F X清算基金所要額」という。)

FX清算基金所要額は、次に定める計算式により算出される額とする。ただし、当該額が100万円の整数倍でないときは、当該額を超える100万円の整数倍である金額のうち最も少ない金額とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

FX清算基金所要額=期間最大基準PML 額FX×個社按分基礎IM額FX /按分基礎 IM総額FX

a (略)

b 個社按分基礎IM額FXとは、各清算参加者の、清算基金所要額算出基準日の属する月の各取引日に適用された取引証拠金所要額(FX清算参加者が取引所FX取引に係る取引証拠金等に関する規則第21条第1項の規定により当社に申告した自己分並びに委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の合計額をいう。)の平均額をいう。

c (略)

先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新 旧

(取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリス ク量及び判定基準数量)

- 第1条の2 取引証拠金規則第6条の2第1項に 規定するリスク量として当社の定める数量及び 当社の定める判定基準数量は、次の各号に掲げる 基準に基づき、別表1「取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いるリスク量及び判定基準数量の 算出に関する表」により算出される数量とする。
 - <u>(1)</u> 流動性基準
 - (2) 集中基準
- 2 当社は、前項に規定する判定基準数量を前月の 末日(休業日に当たるときは順次繰り上げる。) を算出基準日として毎月算出し、当月の初日(休 業日に当たるときは順次繰り下げる。)に公表す る。
- 3 前項の規定により公表した判定基準数量は、当 月の3日目(休業日を除外する。以下日数計算に おいて同じ。)の日から適用する。
- 4 当社が取引証拠金規則第6条の2第1項の規定に基づき清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行う場合の引上げ額は、別表2 「取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証拠金所要額割増額の算出に関する表」により算出される額とする。
- 5 取引証拠金規則第6条の2第2項に規定する 当社が定める場合とは、同条第1項に規定する先物・オプション取引に係る一の清算参加者の顧客 の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次 ぎの委託に基づく建玉が負っているものと想定 されるリスク量が同項に規定する判定基準数量 を上回り、当該建玉が特定の顧客の委託又は特定 の非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託 に基づく建玉に起因しているものである場合に おいて、当該清算参加者が当該特定の顧客又は当 該特定の非清算参加者の同意を得たうえで、当社

に対して、委託分及び有価証券等清算取次ぎ分の 取引証拠金所要額の引上げを行う旨並びに委託 分及び有価証券等清算取次ぎ分の取引証拠金所 要額の引上げ額の申請を行い、当社が当該申請を 承認した場合をいう。

6 取引証拠金規則第6条の2第2項に規定する 当社が定める額とは、前項の規定に基づき清算参加者が申請し、当社が承認した委託分及び有価証 券等清算取次ぎ分の取引証拠金所要額の引上げ 額とする。

(オプション取引に係る清算価格)

- 第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。
 - (1) 有価証券オプション取引、国債証券先物 オプション取引及び東証株価指数(株式会社東 京証券取引所が算出する東証株価指数をいう。 以下同じ。)に係る指数オプション取引の各銘 柄

当社が<u>別表3</u>「オプション取引の理論価格算 出に関する表」に定める方法により理論価格と して算出した数値。ただし、当該取引日の立会 の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価 格として定めることが適当でないと認める銘 柄については、当該状況等を勘案して、当社が 定める数値とする。

(2) 日経平均(株式会社日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。)に係るオプション取引の各銘柄

次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該a及びbの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等

(オプション取引に係る清算価格)

- 第2条 取引証拠金規則第7条に規定する清算価格は、次の各号に掲げる銘柄の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、清算価格として適当でないと当社が認める場合には、当社がその都度定める数値とする。
 - (1) 有価証券オプション取引、国債証券先物 オプション取引及び東証株価指数(株式会社東 京証券取引所が算出する東証株価指数をいう。 以下同じ。)に係る指数オプション取引の各銘 柄

当社が<u>別表</u>「オプション取引の理論価格算出に関する表」に定める方法により理論価格として算出した数値。ただし、当該取引日の立会の呼値の状況等を勘案して、理論価格を清算価格として定めることが適当でないと認める銘柄については、当該状況等を勘案して、当社が定める数値とする。

(2) 日経平均(株式会社日本経済新聞社が算出する日経平均株価をいう。以下同じ。) に係るオプション取引の各銘柄

次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a及びbに定める数値とする。ただし、当該取引日の立会における約定価格及び理論価格の状況等を勘案して、当該a及びbの規定に基づき清算価格を定めることが適当でないと当社が認める場合は当該取引日の立会の呼値の状況等

を勘案して、当社が定める数値とする。

- a (略)
- b 前aに定める約定値段がない場合 当社が<u>別表3</u>「オプション取引の理論価格 算出に関する表」に定める方法により理論価 格として算出した数値

付 則

この改正規定は、平成28年7月19日から施行する。

別表 1

取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリス <u>ク量及び判定基準数量の算出に関する表</u>

1. 流動性基準に基づくリスク量及び判定基準数量 の算出方法

(1) リスク量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いるリスク量は、一の清算参加者 の自己の計算による建玉及び顧客の委託又は 非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託 に基づく建玉のそれぞれについて、国債先物等 清算対象商品グループ(国債証券先物取引及び 国債証券先物オプション取引の各限月取引の うち、当社が定めるものをいう。以下同じ。) 及び指数先物等清算対象商品グループ(指数先 物取引及び指数オプション取引の各限月取引 のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。) でとに、次の計算式により算出される数量とす る。なお、計算式における用語の意義は、次の a 及び b に定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いるリスク量

=一の取引日の終了時点における流動性基準 額換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の 絶対値 を勘案して、当社が定める数値とする。

- a (略)
- b 前 a に定める約定値段がない場合 当社が<u>別表</u>「オプション取引の理論価格算 出に関する表」に定める方法により理論価格 として算出した数値

a 流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数 量とは、次の計算式により算出される数量 をいう。

流動性基準額換算後銘柄別ネット建玉数量

- =一の取引日の終了時点における当該一の清 算参加者の各銘柄のネット建玉数量(買建 玉数量から売建玉数量を差し引いた数量を いう。以下同じ。)×当該取引日の終了時点 における各銘柄の銘柄間取引高・建玉調整 係数
- b <u>銘柄間取引高・建玉調整係数とは、次の計</u> 算式により算出される値とする。

銘柄間取引高·建玉調整係数

- =ベータ値×デルタ値×(各銘柄の原資産の 当該取引日における終値÷被換算対象銘柄 の原資産の当該取引日における終値)×取 引単位調整比率
- (注1) ベータ値は、各銘柄と当社が国債先 物等清算対象商品グループ及び指数 先物等清算対象商品グループごとに 定める被換算対象銘柄との相関係数 を基に当社が定める係数とする。
- (注2) デルタ値は、各銘柄が先物取引である場合は1とし、オプション取引である場合は当社が定める係数とする。
- (注3)取引単位調整比率とは、次の計算式 により算出される値とする。

取引単位調整比率

<u>=各銘柄の取引単位÷被換算対象銘柄の取引</u> 単位

(2) 判定基準数量

流動性基準による取引証拠金所要額の引上 げの判定に用いる判定基準数量は、指定金融商 品市場における取引高について、国債先物等清 算対象商品グループ及び指数先物等清算対象 商品グループごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の 意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

流動性基準による取引証拠金所要額の引上げ の判定に用いる判定基準数量

- =判定基準数量算定期間における各取引日の基 礎取引高の平均値×流動性基準額調整係数
 - a 判定基準数量算定期間とは、前月の末日 (休業日に当たるときは順次繰り上げ る。以下同じ。)に終了する取引日から起 算して60日前(休業日を除外する。)か ら前月の末日までをいう。
 - b 各取引日の基礎取引高とは、一の取引日 の当該指定金融商品市場における各銘柄 の取引高に、当該各銘柄に係る前号bに 規定する銘柄間取引高・建玉調整係数を 掛け合わせたものの合計値をいう。
 - <u>c</u> 流動性基準額調整係数は、当社が定める 係数とする。
- 2. 集中基準に基づくリスク量及び判定基準数量の 算出方法

(1) リスク量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いるリスク量は、一の清算参加者の自己の計算による建玉及び顧客の委託又は非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、国債先物清算対象商品グループ(国債証券先物取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、国債先物オプション清算対象商品グループ(国債証券先物オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)、指数先物清算対象商品グループ(指数先物取引

の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)及び指数オプション清算対象商品グループ(指数オプション取引の各限月取引のうち、当社が定めるものをいう。以下同じ。)ごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のa及びbに定めるとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げ の判定に用いるリスク量

- =一の取引日の終了時点における集中基準額 換算後銘柄別ネット建玉数量の合計値の絶 対値
- a 集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量 とは、次の計算式により算出される数量 をいう。

集中基準額換算後銘柄別ネット建玉数量

- 三一の取引日の終了時点における当該一の 清算参加者の各銘柄のネット建玉数量× 当該取引日の終了時点における各銘柄の 銘柄間取引高・建玉調整係数
- b <u>銘柄間取引高・建玉調整係数とは、前項</u> 第1号bに規定する銘柄間取引高・建玉 調整係数とする。

(2) 判定基準数量

集中基準による取引証拠金所要額の引上げの判定に用いる判定基準数量は、指定金融商品市場における建玉残高について、国債先物清算対象商品グループ、国債先物オプション清算対象商品グループ、指数先物清算対象商品グループ及び指数オプション清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される数量とする。なお、計算式における用語の意義は、次のaからcまでに定めるとおりとする。

集中基準による取引証拠金所要額の引上げ の判定に用いる判定基準数量

- <u>=判定基準数量算定日における基礎建玉残高</u> ×集中基準額調整係数
- <u>a</u> <u>判定基準数量算定日は、前月の末日をい</u> <u>う。</u>
- b 基礎建玉残高とは、判定基準数量算定日の 当該指定金融商品市場における各銘柄の 建玉残高に、当該各銘柄に係る前号bに規 定する銘柄間取引高・建玉調整係数を掛け 合わせたものの合計値をいう。
- c 集中基準額調整係数は、当社が定める係数 とする。

別表2

取引証拠金所要額の引上げを行う場合の取引証 拠金所要額割増額の算出に関する表

取引証拠金所要額割増額は、一の清算参加者の自己の計算による建玉又は顧客の委託若しくは非清算参加者の有価証券等清算取次ぎの委託に基づく建玉のそれぞれについて、国債先物等清算対象商品グループ及び指数先物等清算対象商品グループごとに、次の計算式により算出される額とする。なお、計算式における用語の意義は、別表1に定めるほか、次のa及びbに定めるとおりとする。

取引証拠金所要額割増額

- =流動性基準に基づく想定超過損失額又は集中 基準に基づく想定超過損失額のうちいずれか 大きい額
- a 流動性基準に基づく想定超過損失額とは、国 債先物等清算対象商品グループ及び指数先 物等清算対象商品グループごとに、次の計算 式により算出される額とする。

流動性基準に基づく想定超過損失額

= 別表 1 第 1 項第 1 号に掲げるリスク量×建玉 1 単位当たりの取引証拠金相当額×流動性基

準該当時想定超過係数

- (注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額と は、当社が定める被換算対象銘柄におけ るプライス・スキャン・レンジの額をい う。
- (注2)流動性基準該当時想定超過係数とは、次 の計算式により算出される係数とする。 (ただし、当該係数が負となる場合はゼ ロとする。)

流動性基準該当時想定超過係数

= 流動性基準額保有日数一当社が定める日数

(注2-1)流動性基準額保有日数とは、次の計 算式により算出される日数とする。

流動性基準額保有日数

- <u>=別表1第1項第1号に掲げるリスク量÷同項</u> 第2号に掲げる判定基準数量
- b 集中基準に基づく想定超過損失額とは、国債 先物清算対象商品グループ、国債先物オプション清算対象商品グループ、指数先物清算対 象商品グループ及び指数オプション清算対 象商品グループごとに、次の計算式により算 出される額とする。

集中基準に基づく想定超過損失額

- <u>=別表1第2項第1号に掲げるリスク量×建玉</u> <u>1単位当たりの取引証拠金相当額×集中基準</u> 該当時想定超過係数
- (注1) 建玉1単位当たりの取引証拠金相当額と は、当社が定める被換算対象銘柄におけ るプライス・スキャン・レンジの額をい う。
- (注2)集中基準該当時想定超過係数とは、次の 計算式により算出される係数とする。 (ただし、当該係数が負となる場合はゼロとする。)

集中基準該当時想定超過係数

= 集中基準額保有日数−当社が定める日数

(注2-1)集中基準額保有日数とは、次の計算 式により算出される日数とする。

集中基準額保有日数

 =別表1第2項第1号に掲げるリスク量÷同項第

 2号に掲げる判定基準数量

別表 3

オプション取引の理論価格算出に関する表1・2(略)

<u>別表</u>

オプション取引の理論価格算出に関する表 1・2 (略)